

「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針 【骨子案】

「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について（平成31年3月8日閣議決定。以下「復興・創生期間基本方針」という。）において、復興・創生期間後における復興の基本的方向性を示すとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）において、復興・創生期間後の適切な対応を図るため、令和元年内にその基本方針を定めることとした。これを踏まえ、これまでに実施された復興施策の総括を行い、施策の進捗・成果及び今後の課題等を明らかにした上で、復興・創生期間後の各分野における取組や復興を支える仕組み等に関する基本方針を示す。

政府は、本方針に定めるところにより、引き続き、現場主義を徹底し、被災者に寄り添いながら、東日本大震災の被災地の復興に向けた取組を進める。

I. これまでの復興施策の総括

東日本大震災は、我が国の観測史上最大の地震が発生し、津波により広範囲にわたる甚大な被害が生ずるとともに、東京電力福島第一原子力発電所の事故が複合的に発生し、未曾有の大災害となった。

過去の大規模災害と比しても極めて甚大な被害が生じたことを受けて、復興に当たっては、東日本大震災復興基本法を制定し、同法に基づく「東日本大震災からの復興の基本方針」を定めた上で、激甚災害法等の各種法令に基づく措置に加え、「復興財源フレーム」の策定、特例措置の法制化、被災地方公共団体の人的・財政的支援等の復興を支える枠組みを整備し、各分野における様々な施策を講じる等、「前例のない手厚い支援」を実施した。

このような取組により、復興は大きく前進し、地震・津波被災地域では、「復興の総仕上げ」に向けて着実に進展しており、原子力災害被災地域においても、「本格的な復興・再生」に向けた動きが始まっている。

他方で、復興の進展に伴い、引き続き対応が必要となる課題や新たな課題も明らかとなっており、現状の総括を踏まえた対応が必要である。

上記の現状を踏まえ、復興・創生期間後における東日本大震災からの復興の基本方針を定めるに当たり、以下のとおり、復興施策を総括する。

1. 各分野における取組の総括

(1) 被災者支援（健康・生活支援）

① 心のケア等の被災者支援

（成果）

- ・ 広範囲の被災により、最大で約 47 万人の避難者が発生し、約 12 万戸の応急仮設住宅を供与。その後、災害公営住宅や高台移転の整備等による恒久住宅への移転が進捗し、避難者数は約 4.9 万人（令和元年 10 月現在）に減少、地震・津波被災地域における仮設生活は期間内の解消に向けた取組を実施
- ・ 生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を実施

（今後の課題）

- ・ 被災地域ごとの事業進捗状況の違い等に留意しつつ、一定期間の継続を含めた今後の施策のあり方の検討
- ・ 原子力災害被災地域等からの避難者について、避難生活の長期化等の事情を踏まえた丁寧な支援の継続

（今後の大規模災害に向けた教訓）

- ・ 平時からの関係者間のネットワークの構築

② 被災した子どもに対する支援

（成果）

- ・ 地震・津波被災地域における被災した学校施設は概ね復旧済み
- ・ 震災の影響を受ける子どもに対する教員加配、スクールカウンセラーの配置、経済的理由から就学困難となった子どもへの就学支援、学習支援等を実施

（今後の課題）

- ・ 支援の必要な児童生徒・学校の状況、一般施策との区分の明確化、原子力災害による復興の進捗の違いや過去の類似の災害における支援状況等を踏まえた、必要な子ども・学校への支援の検討
- ・ 原子力災害被災地域における学校等の再開支援、魅力ある教育環境づくりに向けた継続的な支援が必要

（今後の大規模災害に向けた教訓）

- ・ 平時から学校における防災対策・意識啓発が必要

(2) 住まいとまちの復興

① 住まいの再建、復興まちづくり、生活環境の整備

（成果）

- ・ 地震・津波被災地域における災害公営住宅及び高台移転の整備は復興・

創生期間内に完成見込み

- ・ 被災者生活再建支援金の支給等を通じた被災者の住宅再建

(今後の課題)

- ・ 土地区画整理事業等により整備された宅地等の有効活用、まちのにぎわい創出
- ・ 防災集団移転促進事業の移転元地等の利用計画の策定と具体的な利用ニーズに応じた利活用の推進

(今後の大規模災害に向けた教訓)

- ・ 復興加速化措置のノウハウや仕組みの継承
- ・ 地域特性・災害想定の確認や課題の共有、復興の体制や手順の検討等の事前準備が必要

② 被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網の構築等

(成果)

- ・ 福島県の一部を除き、膨大な災害廃棄物及び津波堆積物の処理を完了
- ・ 被災地域の経済発展の基盤となる道路、鉄道、港湾等の交通インフラ等の整備が進み、原子力災害被災地域を除き、事業完了の目途が立ちつつある

(今後の課題)

- ・ 整備されたインフラの継続的な維持・管理

(今後の大規模災害に向けた教訓)

- ・ 交通・物流網等の整備に当たっての関係機関が連携した工事の進捗管理が重要
- ・ 災害廃棄物に係る専門家のネットワークによる支援体制の構築、計画策定、訓練等の平時からの備えが重要

(3) 産業・生業の再生

① 産業復興の加速化

(成果)

- ・ 中小企業等グループの再建支援、企業立地補助金、被災代替資産の税制特例、復興特区税制等により、産業・生業の再生が進み、被災地の県別での製造品出荷額等は概ね震災前の水準に回復

(今後の課題)

- ・ 製造品出荷額等は、沿岸部の地方公共団体間で回復の状況に幅があること等を踏まえ、販路の確保・開拓や人材の確保について、地域の実情・課題に応じた支援のあり方の検討

(今後の大規模災害に向けた教訓)

- ・ 平時から地方公共団体単位で事業者の状況を把握し、支援の検討

- ・ 補助金等の活用之际、よりきめ細かな情報提供、助言が必要

② 観光の振興

(成果)

- ・ 令和2年度までに東北6県の外国人延べ宿泊者数「150万人泊」の目標に向けて、平成28年以降全国を上回る伸び率で堅調に推移

(今後の課題)

- ・ 東北各県における自立的な観光施策の更なる展開
- ・ 福島県において特に根強く残る風評被害への対策

(今後の大規模災害に向けた教訓)

- ・ 復興ツーリズムによる普及啓発への活用

③ 農林水産業の再生

(成果)

- ・ 地震・津波被災地域においては、農林水産関係インフラが概ね復旧
- ・ 復旧と併せて、農地の大区画化や高収益作物への転換などの実施

(今後の課題)

- ・ 農地復旧の完了と、復旧が遅れる福島県における営農再開への支援
- ・ 漁業の水揚げの回復や沿岸地域の中核産業である水産加工業に係る販路回復の取組

(今後の大規模災害に向けた教訓)

- ・ 生産インフラの復旧と併せた営業上の損害回復のための支援が重要
- ・ 復旧にとどまらない農地の大区画化、先端技術の導入等の産地の高度化

(4) 原子力災害からの復興・創生

① 事故収束（廃炉・汚染水対策）

(成果)

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所については、原子炉の冷温停止状態の達成後、中長期ロードマップに基づき、使用済燃料プールからの燃料取出しや燃料デブリの取出しに向けた内部調査等を実施

(今後の課題)

- ・ 引き続き、中長期ロードマップに基づき、安全確保を最優先した着実な作業と廃炉現場のニーズに基づく研究開発の推進が必要
- ・ 多核種除去設備等で浄化処理された水（ALPS 処理水）の取扱いについて、風評被害等の社会的な観点も含め、有識者による委員会における総合的な議論を継続
- ・ ALPS 処理水の取扱いについて、国内外への科学的根拠に基づく正確な情報発信を継続

(今後の廃炉作業に向けた教訓)

- ・ 新たに判明した事象に応じた安全対策や作業内容等の柔軟な見直し
- ・ 国内外の叡智の結集と活用が重要

② 放射性物質の除去等

(成果)

- ・ 平成 30 年 3 月末迄に、帰還困難区域を除く全市町村で放射性物質汚染対処特別措置法及び同法に基づく基本方針等に基づく面的除染を完了
- ・ 福島県・大熊町・双葉町等の理解・協力による中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の輸送及び汚染廃棄物処理が進捗

(今後の課題)

- ・ 仮置場における除去土壌等の適切な管理の徹底
- ・ 福島県内に仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域を除く）の中間貯蔵施設への安全・速やかな輸送の継続、仮置場の原状回復、県外最終処分の実現に向けた最終処分量の低減のための政府一体となった減容・再生利用等の推進
- ・ 福島県内の特定廃棄物等の埋立処分事業の着実な実施、福島県外の指定廃棄物の処分量低減のための取組と地方公共団体ごとの丁寧な対応

(今後の取組に向けた教訓)

- ・ 関係機関間の連携、関係者の理解の醸成が重要

③ 避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等

(成果)

- ・ 平成 26 年以降、避難指示を順次見直し、帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示を解除、住民の帰還に向けた生活環境の整備が進展
- ・ 最大で約 16.5 万人いた福島県からの避難者数は、約 4.2 万人（令和元年 10 月時点）まで減少
- ・ 特定復興再生拠点区域の 6 町村全てで家屋等の解体・除染に着手

(今後の課題)

- ・ 住民の帰還に向けた生活環境の整備と併せて、域外からの移住の促進や交流人口・関係人口の拡大のための取組の推進
- ・ 6 町村の特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けて、家屋等の解体・除染やインフラ復旧、さらには鳥獣被害対策、生活に必要な環境整備等の推進
- ・ 帰還困難区域を抱える自治体への帰還・居住に向けた課題へのきめ細かな対応
- ・ 特定復興再生拠点区域を除く帰還困難区域については、将来的に全てを避難指示解除するという決意の下、各地方公共団体の実態や意見を踏ま

- えた土地活用のあり方等を含めて検討
- ・ 原子力災害被災地域等からの避難者について、避難生活の長期化等の事情を踏まえた丁寧な支援の継続

(今後の大規模災害に向けた教訓)

- ・ 平時からの関係者間のネットワークの構築
- ・ 大規模災害で被災者が全国的に避難した場合における、今般の取組を参考とした情報提供・相談体制の整備

④ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積

(成果)

- ・ 福島の浜通り地域等に新たな産業基盤を構築することを目指す「福島イノベーション・コースト構想」に基づき、廃炉、ロボット、新エネルギー等の各拠点の整備が進捗

(今後の課題)

- ・ 今秋に策定予定の「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」の検討を踏まえた浜通り地域等の自立的・持続的な産業発展に向けた取組
- ・ 国内外の人材が結集する国際教育研究拠点を創出すること等による、地域外から企業、人材、技術などの呼び込み、地域経済への波及の最大化、中長期的な視点で構想推進を担う人材育成等

(今後の大規模複合災害に向けた教訓)

- ・ 複合型の大規模災害からの産業復興は、原状回復が著しく困難であり、被災事業者の事業再開支援及び域外からの新たな活力の呼び込み等による新産業の創出が必要

⑤ 事業者・農林漁業者の再建

(成果)

- ・ 「福島相双復興官民合同チーム」による事業者・農業者への個別訪問等を通じた事業・営農の再開
- ・ 原子力災害被災 12 市町村における帰還困難区域を除く農地の除染が完了

(今後の課題)

- ・ 「福島相双復興官民合同チーム」を通じた事業者・農業者へのきめ細かな支援や広域的なまちづくり支援の継続
- ・ 営農再開の推進、広域的な高付加価値産地の展開、農地の利用集積や六次化施設の整備の促進
- ・ 漁獲量の増大、販路の回復・開拓などの本格的な操業再開に向けた取組
- ・ 沿岸地域の中核産業である水産加工業に係る販路回復の取組

- ・ 放射性物質対策と一体となった森林整備、里山再生モデル事業の成果等を踏まえた的確な対策の実施、特用林産物の産地再生

(今後の大規模災害に向けた教訓)

- ・ 国等からの情報提供・助言による支援の有効性向上
- ・ 域内外の専門人材の発掘と積極的活用、そのための環境整備が重要

⑥ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

(成果)

- ・ 「風評対策強化指針」及び「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づく情報発信等の取組により、福島県産品と全国平均との価格差が徐々に縮小
- ・ 当初 54 ヶ国・地域において輸入規制が行われたが、32 ヶ国・地域が輸入規制を撤廃、20 ヶ国・地域が緩和

(今後の課題)

- ・ 国内外で根強く残る風評被害への対応（22 ヶ国・地域における輸入規制の残存）
- ・ 被災者への適切な健康管理及び健康不安の解消に向けた取組

(今後の大規模災害に向けた教訓)

- ・ 多様なメディアを活用した国内外への積極的な情報発信の重要性

(5) その他

① 「新しい東北」の創造

(成果)

- ・ 民間の人材やノウハウを活用したモデル事業、企業間のマッチングの場の提供、専門家派遣等の取組により、地域課題の解決や産業・生業の再生につながる事例の創出

(今後の課題)

- ・ 蓄積したノウハウの普及・展開、持続可能な活動を行う環境整備

(今後の大規模災害に向けた教訓)

- ・ 多様な主体が平時から地域に根差して活動し、連携しやすい環境整備

② ボランティア、NPO 等の多様な主体との連携

(成果)

- ・ 復旧・復興の各段階で、ボランティア、NPO、企業、大学、民間組織等の多様な主体が力を発揮し、様々な事業で行政機関等と連携した事業を実施

(今後の課題)

- ・ 持続可能な地域社会の実現に向けたこれまでの多様な主体との結びつ

きやノウハウの一層の活用

(今後の大規模災害に向けた教訓)

- ・ 多様な主体が効果的な活動を進められるような平時からの関係者間の協力体制の整備、教訓・ノウハウの共有

③ 復興の姿の発信、記憶・教訓の継承

(成果)

- ・ 国内外への情報発信等の風評被害対策の実施による 32 ヶ国・地域での輸入規制の撤廃、20 ヶ国・地域での規制緩和
- ・ 岩手県、宮城県及び福島県における国営追悼・祈念施設の整備推進と岩手県における一部利用開始

(今後の課題)

- ・ 科学的な知識等に基づく効果的な情報発信など、未だに根強く残る風評被害への対策
- ・ 東日本大震災の貴重な教訓・ノウハウを全国の防災力向上につなげる取組

2. 復興を支える仕組み

(1) 復旧・復興事業の規模と財源

(成果)

- ・ 復興財源フレームの策定、東日本大震災復興特別会計の設置、復興事業に対する補助率の嵩上げや震災復興特別交付税等により、前例のない手厚い財政支援を実施し、復興加速化に貢献

(今後の課題)

- ・ 復興・創生期間後も対応が必要な事業を確実に実施できるよう、復興を支える仕組みのあり方を検討

(今後の大規模災害に向けた教訓)

- ・ 今後の大規模災害の復旧・復興施策における適切な財政支援のあり方、財源確保のあり方について不断の議論が必要

(2) 法制度

① 東日本大震災復興特別区域法

(成果)

- ・ 東日本大震災復興特別区域法の制定により、被災地方公共団体が被災状況や復興の方向性に合致する特例を選択して活用。計画に位置付けた特例措置により、復興の円滑かつ迅速な推進に貢献

- ・ 復興交付金事業は、ほぼ全ての地方公共団体で計画が完了見込み
- (今後の課題)**
- ・ 規制の特例、復興整備計画、金融の特例の、対象地域を重点化する方向であり方を検討
 - ・ 復興特区税制について、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等の検討が必要
- (今後の大規模災害に向けた教訓)**
- ・ 災害の規模・態様、被害状況や地域特性に応じた制度の検討が必要

② 福島復興再生特別措置法

- (成果)**
- ・ 福島復興再生特別措置法の制定や復興の進捗状況に応じた同法の改正により、原子力災害からの復興に特化した基本方針や制度的基盤を整備し、福島の復興・再生に貢献
- (今後の課題)**
- ・ 同法に基づく帰還に向けた生活環境整備等の施策に加え、移住の促進や交流人口・関係人口の拡大等の新たな活力を呼び込む施策の強化による地域の復興・再生
 - ・ 地元の担い手に加えて外部からの参入も念頭に置いた農地の利用集積や六次化施設の整備の促進による営農再開の加速化
 - ・ 「福島イノベーション・コースト構想」を軸とした産業集積の加速化
 - ・ 国内外への風評被害対策
- (今後の大規模災害に向けた教訓)**
- ・ 災害の規模・態様、被害状況や地域特性に応じた制度の検討が必要

③ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法等

- (成果)**
- ・ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法等に基づき、債権買取等の二重ローン対策により、相当数の雇用維持に貢献
- (今後の課題)**
- ・ 東日本大震災事業者再生支援機構による二重ローン対策について、支援決定期限である令和2年度末までの期間に最大限の活用を図るための支援措置の周知徹底
 - ・ 支援継続中の事業者に対する事業再生計画の完了までの支援
- (今後の大規模災害に向けた教訓)**
- ・ 関係機関との早期連携、金融機関との情報共有・連携が重要

(3) 自治体支援

(成果)

- ・ 震災復興特別交付税等による財政支援や、全国の地方公共団体からの応援職員の派遣等による人的支援を実施し、被災地方公共団体による復旧・復興事業の円滑な実施に寄与

(今後の課題)

- ・ 復興・創生期間後も対応が必要な事業を確実に実施できるよう、自治体支援のあり方を検討

(今後の大規模災害に向けた教訓)

- ・ 今回の自治体支援の例も参考とした災害の規模・態様に応じた適切な支援の検討が必要
- ・ 平時における技術職員の確保・育成

II. 「復興・創生期間」後の復興施策

これまでの復旧・復興に向けた取組により、現在、地震・津波被災地域においては復興の総仕上げに入っている。原子力災害被災地域においては復興・再生が本格的に始まっているが、今後も中長期的な対応が必要であり、引き続き国が前面に立って取り組む必要がある。このように、地震・津波被災地域と原子力災害被災地域では、復興の進捗状況が大きく異なるため、両者を区分し、以下のとおり、復興・創生期間後の復興の基本方針を示す。

1. 各分野における取組【各施策の具体的方向性については調整中】

(1) 地震・津波被災地域

地震・津波被災地域においては、住まいの再建・復興まちづくりはおおむね完了し、産業・生業の再生も着実に進展しているなど、復興の総仕上げの段階に入った。公共インフラ整備等を中心に復興・創生期間内にほとんどの事業が完了する見込みである一方で、心のケア等の被災者支援をはじめ、今後も一定の支援が必要な事業がなお残ることから、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、きめ細かな取組を着実に進める。

本年3月に策定された「復興・創生期間基本方針」において、復興・創生期間後も対応が必要な事業について「一定期間対応すること」としていたところであり、I. これまでの復興施策の総括、過去の大規模災害の例等を踏まえ、復興・創生期間後5年間において取組を着実に実施することにより、復興事業がその役割を全うすることを目指す。

その上で、復旧・復興事業により強化されたインフラ基盤に加え、復興期間を通じて培ってきたボランティア、NPO、企業、大学、民間組織等多様な主体との結びつきやノウハウを最大限活かしつつ、地方創生の施策をはじめとする政府全体の施策を活用することにより、コミュニティを再生し、持続可能な地域社会を創り上げていく。

(※) 「復興・創生期間」後も対応が必要となる以下の事業について、本年3月に策定された「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」に示された方向性に基づき、地域の実情をきめ細かく把握しつつ、I. これまでの復興施策の総括、被災地方公共団体の要望、国と地方の適切な役割分担、過去の大規模災害の例等を踏まえ、検討を進め、以下、本文に主要事業についての復興・創生期間後の基本方針を記載する予定。

- ① ハード事業
 - ・ やむを得ない事情により復興期間内に完了しない一部の事業
- ② 心のケア等の被災者支援
 - ・ 復興・創生期間の終盤に再建される地区のコミュニティ形成、心身のケア、生きがいをづくりのための「心の復興」、見守り・生活相談等
 - ・ 遺児・孤児に対する支援
- ③ 被災した子どもに対する支援
 - ・ 復興・創生期間後も、家族や住居を失う等により心のケア等の支援が必要な子どもが一定数就学している学校が残る可能性があることから、こうした子どもに対する特別な教員加配、スクールカウンセラーの配置、就学支援等
- ④ 住まいとまちの復興
 - ・ 応急仮設住宅の撤去、被災者生活再建支援金の支給等
 - ・ 災害公営住宅の家賃低廉化事業・特別家賃低減事業
 - ・ 土地区画整理事業等による宅地造成後のまちのにぎわいの創出、防災集団移転促進事業の移転元地等における利用計画の策定や具体的な土地利用ニーズに応じた利活用の推進
- ⑤ 産業・生業
 - ・ 復旧に必要な土地造成が復興・創生期間の最終年度に完成する地区等において、これまでの復興状況等を踏まえて、対象地域を重点化した上で、中小企業等グループの再建支援や企業立地補助金の申請・運用期限の延長等
 - ・ 漁業の水揚げの回復や水産加工業の販路回復等
- ⑥ 地方単独事業等
 - ・ 復興・創生期間後に残る事業に対応するための人材確保対策に係る支援、法律に基づく減収補てん等
- ⑦ 原子力災害に起因する事業
 - ・ 風評被害対策等

(2) 原子力災害被災地域

原子力災害被災地域においては、本格的な復興・再生には中長期的な対応が必要であり、復興・創生期間後も引き続き国が前面に立って取り組む。こうした状況に鑑み、当面 10 年間、本格的な復興・再生に向けた取組を行う。なお、復興・創生期間の終了から 5 年後に復興施策の進捗状況や効果検証等を踏まえ、復興事業全体のあり方について見直しを行う。

具体的には、地震・津波被災地域と共通する事項のほか、避難指示が解除

された地域における生活環境の整備、帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備、福島イノベーション・コースト構想の推進、事業者・農林漁業者の再建、風評の払拭に向けた取組、長期避難者への支援等を引き続き進める。帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、放射線量を始め多くの課題があることも踏まえ、可能などころから着実かつ段階的に、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組む。

(※)「復興・創生期間」後も対応が必要となる以下の事業について、本年3月に策定された「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」に示された方向性に基づき、地域の実情や特殊性（中間貯蔵の受入等）をきめ細かく把握しつつ、I. これまでの復興施策の総括、被災地方公共団体の要望等を踏まえ、検討を進め、以下、本文に主要事業についての復興・創生期間後の基本方針を記載する予定。

① 事故収束（廃炉・汚染水対策）

- ・ 廃炉・汚染水対策の安全かつ着実な実施と廃炉現場のニーズに基づく研究開発の推進

② 環境再生に向けた取組

- ・ 仮置場の適切な管理の徹底、中間貯蔵施設の整備及び安全性確保のための適切な維持管理の徹底、同施設への搬入並びに仮置場の原状回復等
- ・ 除去土壌等の中間貯蔵開始後30年以内の福島県外での最終処分の実現に向けた取組
- ・ 最終処分量の低減のための政府一体となった除去土壌等の減容・再生利用等の推進、福島県外での最終処分に関する調査・検討、同県以外の除去土壌等の処分に向けた取組
- ・ 地方公共団体と連携しつつ、福島県内の特定廃棄物の埋立処分や同県以外の指定廃棄物等の最終処分に向けた取組を推進

③ 帰還促進・生活再建

- ・ 魅力あるまちづくり・コミュニティ形成、医療・介護・福祉・交通・防犯・鳥獣被害対策、住民の生活に必要な環境整備
- ・ 住民の帰還促進のための環境整備のみならず、移住の促進や交流人口・関係人口の拡大等の新たな活力の呼び込み
- ・ 特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けた家屋等の解体・除染やインフラ復旧、さらには生活に必要な環境整備等を引き続き実施
- ・ 特定復興再生拠点区域外の避難指示解除に向けた対応の検討
- ・ 帰還困難区域を抱える自治体への帰還・居住に向けた課題へのきめ細か

な対応

- ・ 医療・介護保険等の保険料・窓口負担の適切な支援措置のあり方の検討
- ・ 心身のケア、見守り、生活・健康相談、個人線量管理等
- ・ 子育て世帯の帰還等を促進するための教育環境の整備。特に、学習支援や心のケア、学校再開の支援、再開した学校等における魅力ある教育環境づくり
- ・ 原子力損害賠償の円滑な実施に向けた必要な対応

④ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積

- ・ 廃炉・ロボット・再生可能エネルギーや水素といった新エネルギー・農林水産等の分野に係るプロジェクトの推進、教育・人材育成等を通じた、浜通り地域等における自立的・持続的な産業発展を実現するための環境整備
- ・ 将来的な自立的・持続的運営の実現に向けた福島ロボットテストフィールド等の拠点施設の安定的運営
- ・ 地域外から企業、人材、技術などの呼び込み、地元企業の参画促進など地域経済への波及の最大化、中長期的な視点で構想推進を担う人材育成等の推進（国際教育研究拠点の構築等）

⑤ 事業者・農林漁業者の再建

- ・ 「福島相双復興官民合同チーム」による事業再開のための支援、経営改善、人材確保等
- ・ 営農再開、外部からの参入も含めた農地の利用集積や六次化施設の整備、農産品の魅力を高める研究開発
- ・ 放射性物質の影響を受けた森林・林業の再生、特用林産物の産地再生
- ・ 漁獲量の増大、販路の回復・開拓などの本格的な操業再開に向けた取組、水産加工業の販路回復・開拓等

⑥ 風評払拭・リスクコミュニケーション等

- ・ 風評払拭のための情報発信、放射線の状況に応じた環境放射線モニタリング、健康調査、安全・安心のための食品等の検査、農林水産物の販路回復・開拓等
- ・ 海外における輸入規制撤廃・緩和に向けた取組
- ・ 観光振興の取組

⑦ 地方単独事業等

- ・ 原子力災害に伴う風評被害対策、子どもの教育環境整備、人材確保対策に係る支援、法律に基づく減収補てん等

(3) その他

- ・ 復興の姿の国内外への発信、震災の記憶と教訓の後世への継承（福島県に設置する国営追悼・祈念施設の整備等）、「新しい東北」等への取組で培

ってきた、ボランティア・NPO等多様な主体との連携によるノウハウの普及・展開

2. 復興を支える仕組み

(1) 復旧・復興事業の財源等

- ・ 復興・創生期間後の復興施策の方向性を踏まえて当面5年間の事業規模を整理し、所要の財源を手当てすることで、必要な復興事業を確実に実施
- ・ 東日本大震災復興特別会計の継続
- ・ 震災復興特別交付税制度の継続

(2) 法制度

① 東日本大震災復興特別区域法

- ・ 規制の特例、復興整備計画、金融の特例について、これまでの復興状況や必要となる事業の見込みも考慮しつつ、対象地域の重点化
- ・ 復興特区税制について、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等を検討

② 福島復興再生特別措置法

- ・ 帰還に向けた生活環境整備等の施策に加え、移住の促進や交流・関係人口の拡大等の新たな活力を呼び込む施策の強化による地域の復興・再生
- ・ 地元の担い手に加えて外部からの参入も念頭に置いた、農地の利用集積や六次化施設の整備の促進による営農再開の加速化
- ・ 「福島イノベーション・コースト構想」を軸とした産業集積の加速化
- ・ 復興特区税制の見直しにあわせた、各種課題に対応した税制措置等の検討
- ・ 海外における風評払拭のための外国政府への働きかけ強化
- ・ 国が策定する基本方針の下、広域地方公共団体である福島県が地域の実情を踏まえて計画を作成することなど、計画制度の見直しを検討

③ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法

- ・ 令和2年度末までの二重ローン対策の支援決定期限について、被災・支援企業における経営上のニーズも踏まえ、更なる延長是非も含め、機構による支援のあり方の検討

(3) 自治体支援

- ・ 全国の地方公共団体等からの応援職員の確保や被災地方公共団体における採用など、必要な人材確保対策に係る支援
- ・ 地方単独事業等を含む復旧・復興事業に対する震災復興特別交付税による支援

3. 組織

- ・ 復興庁の設置期間を10年間延長。復興庁は、引き続き内閣直属の組織とし、内閣総理大臣を主任の大臣にあて、復興大臣を置くとともに、復興事業予算の一括要求や地方公共団体からの要望等へのワンストップ対応など、現行の総合調整機能を維持
- ・ これまで蓄積した復興に係るノウハウを関係行政機関等と共有し、活用する機能を追加
- ・ 被災三県の復興局を維持し、「現場主義」の徹底により、復興の更なる加速化を図る。岩手復興局及び宮城復興局の位置については、それぞれ沿岸域に変更（盛岡市と仙台市には支所を設置）。福島復興局は、引き続き福島市に設置（富岡町と浪江町の支所を維持）
- ・ 復興・創生期間後5年間の復興事業の更なる進捗状況を踏まえ、組織のあり方を見直し

4. その他

- ・ 以上の取組に関連して、法律の改正により措置すべき事項のうち、速やかに対応すべきものについては、所要の法案を次期通常国会に提出

(※) 台風19号等に係る被災状況や復興への影響、今後の動向等を踏まえ、必要な記載を検討